

別府での創業を応援！

創業支援 事業補助金

- ・別府での創業を検討中の方
 - ・創業して5年未満の方
- 事業に係る費用の一部を補助します



募集期間

提出書類に不備があれば受け付けできない場合があります。
余裕を持った提出に努めてください。

<1次募集>

令和6年5月1日(水)

～

令和6年6月28日(金) 17:00必着

<2次募集>

令和6年8月1日(木)

～

令和6年9月30日(月) 17:00必着



補助金額

補助対象経費の3分の2以内

例：
補助対象事業を会社設立に係る書類作成費用（30万円）として申請する場合

- ✓ 補助対象経費 30万円
- ✓ 補助金額 20万円



補助対象期間

<1次募集>：申請日から6か月

<2次募集>：申請日から1月31日

※補助対象期間は申請日によって異なります

上記期間内に支払った経費が対象

※実績報告時に領収書等を提出してください。

お問い合わせ先



別府市観光・産業部 産業政策課

☎ 0977-21-1132

✉ cin-te@city.beppu.lg.jp

創業支援事業補助金 特定創業支援等事業
についてはこちら についてはこちら



補助対象者

以下のすべての要件を満たし、**別府市内に住所を有する者**が交付対象となります。

- ① 補助対象期間が満了する日までに創業する予定の者又は令和6年4月1日において創業後5年未満の中小企業者(個人事業主を含む。)で、次のいずれかに該当する者であること。
 - ・個人事業主として別府市内に主たる事業所を有する者(予定含む。)
 - ・別府市内に本店を置く会社を設立する予定の個人
 - ・別府市内に本店を置く法人(予定含む。)
- ② 市税の滞納がないこと。
- ③ 中小企業者であること。
- ④ 許認可等を必要とする創業にあつては、当該許認可等を受けること。
- ⑤ 補助対象期間における事業費の総額に対し、1割程度の自己資金を有すること。
- ⑥ 産業競争力強化法の規定により認定を受けた別府市創業支援等事業計画に記載されているものうち、特定創業支援等事業による創業相談又は経営指導を受けていること。
- ⑦ 過去に本補助金又は市から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

補助対象経費

人件費

事業費

- ①創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- ②事業所等借入費
- ③設備費
- ④広報費

その他

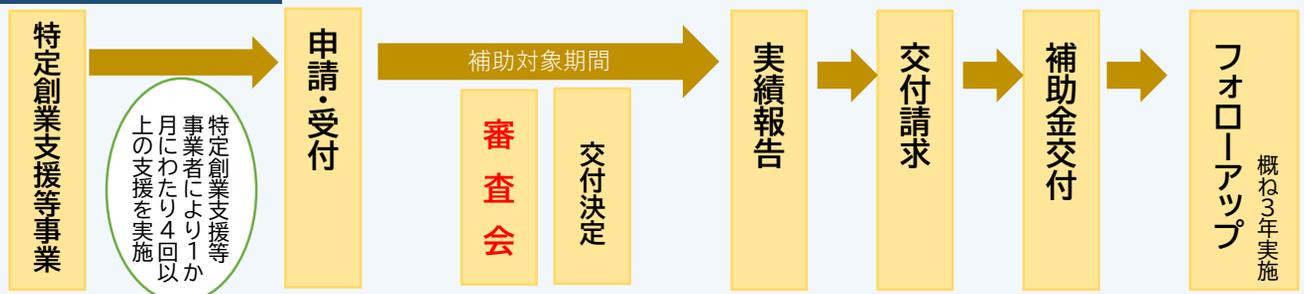
補助対象事業

次の1から5全てに該当する事業を補助対象とします

- 1 新たな需要や雇用を創出する事業
- 2 事業に特徴があり、独創性又は新規性のある事業
- 3 事業内容における競争力又は優位性がある事業
- 4 市内の企業と取引を行うことにより、地域産業への波及効果が期待できる事業
- 5 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業

手続きの流れ

申請にあたり、**特定創業支援等事業の実施(原則1か月程度)**が必要です。
審査を経たのち**交付決定**となります。(詳細は市HPをご覧ください。)



申請について

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申請受付期間内に別府市役所産業政策課に提出してください。

- ◎申請書は産業政策課にあるほか、市HPからダウンロードできます。
- ◎申請後、プレゼンテーション及び創業計画書を基に審査を行います。
- ◎詳細は別府市HPをご覧ください。

別府市HPはこちら →



お問い合わせ先

別府市観光・産業部 産業政策課

☎ 0977-21-1132

✉ cin-te@city.beppu.lg.jp